

随意契約による政府備蓄米の売渡しに係るQ & A
(随時更新)

令和7年6月4日13:00時点

番号	問い	答え
【受付】		
1-1	申込書の受付はどのように扱われるのか。 今回の米穀小売店を対象とした申込みにおいては、多数の応募が想定されます。そうした場合、受付・審査に時間を要し、対象米穀の提示数量がどのタイミングで超過するか難しい判断となります。そのため、受付ルールについては厳格に時間管理することとします。	・申込書の受付については、決められた受付時間内（10:00～17:00）に受信したもののみを有効とします。 ・受付の時間については、インターネット環境により送信者と受信者で誤差が生じる可能性があることから、受取時刻は農林水産省が受け取った時刻をもって受付時間内といたします。 つきましては、送信する際は時間に余裕をもって申請願います。
1-2	要件審査の申請書と申込書は同じタイミングで提出してよいか。	一度の電子メールで両方合わせて申請してください。
【全般】		
2-1	今回購した政府備蓄米が8月までに計画どおり販売ができない場合は、ペナルティの措置はあるのか。	・買受者が8月までに販売を終了する計画の範囲内で買受申請することが基本です。 ・適切に販売を行っていない場合には、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じることがあります。

番号	問い	答え
2-2	共同購入はどのようなケースが該当するのか。	・ 売渡しに係る買受者の「共同購入」の考え方については、以下とおりです。 - a 小売が属するグループ会社（組合やF Cも含む）に属する仕入会社 - b 個々に独立した小売業者が共同で仕入れ ・ ただし、bの場合は、要件審査の申請書類に代表となる小売業者を明記した上で、共同購入で仕入れる「全ての業者名」及びそれらの定款を合わせて提出ください。 （注）食糧法第47条第2項に規程する届出内容などと極端な乖離がないよう申請願います。
2-3	共同購入で申請する場合の様式第2号の期間内における取扱実績（見込みを含む）のカウント方法について	取扱実績などは、共同で申し込む方のすべての数量を合算したものとします。 なお、報告の際は、食糧法第47条第2項に規程する届出内容などと極端な乖離がないよう申請願います。
2-4	今回購入した政府備蓄米を店頭販売するに当たり、国として上限価格を設定しているのか。	国として、店頭価格を制限できませんが、今回の随意契約による政府備蓄米の売渡しの目的をご理解いただき、より早くより安価に、またより多くの量を消費者へ供給できるよう、適切な価格の設定にご協力願います。
【販売関係】		
3-1	卸売業と小売業を営む事業者において、様式第2号「国内産米穀の取扱数量等申請書」の「1取扱数量」については、卸業務の数量を含めた数量を記載してよいのか。	・ 小売業（消費者への販売）の数量のみを記載してください。
3-2	小売店舗において、玄米での販売は可能か。	・ 消費者に対して販売する場合、玄米の販売も可能。

番号	問い	答え
3-3	政府備蓄米の申込数量において、下限又は上限の制限はあるのか。	・申し込み上限数量については、1,000トン以下です。 ・なお、車上渡しの一度の引渡しは、原則10トン又は12トン車の台数単位としていることに留意願います。
3-4	今回の政府備蓄米の販売においては、小売業者からの転売を禁止している。 しかし、弊社はとう精施設を所有していないことから、とう精の加工を委託する必要がある。通常、とう精の加工においては、一旦とう施設に販売し、とう精後の製品を購入するのが一般的な商慣習であり、この商慣習も転売に該当するのか。	・精米の製品製造を依頼するために、玄米をとう精施設に販売し、精米製品をとう精施設から購入する取引は、販売数量と購入数量が相応する場合（歩留まりの差を想定）は転売には該当しません。
3-5	今回、販売される政府備蓄米について、加工や調理して、消費者に販売することも可能か。	・今回の随意契約による政府備蓄米の売渡しについては、スピードを重視し、安心できる価格で、より多くの量を消費者の皆様に提供できることを目的に実施しています。 ・したがって、今回の政府備蓄米の売渡しスキームには該当しません。 ・また、買受者と受託事業体との間で契約する第16条第3項において、「本契約により買い受けた政府所有米穀を消費者に販売すること」と規定されておりますので精米又は玄米で消費者に販売してください。
3-6	米穀小売店で精米の販売に加え、おにぎりも販売しているが、備蓄米を使用したおにぎりとして消費者へ提供することは問題ないか。	・原則として精米又は玄米として販売してください。

番号	問い	答え
【運送関係】		
4－1	引渡場所は、一度の運送で複数の場所で納品することはできるか。	・一度の引渡し量を、原則10トン又は12トン（10ト、12トトラック1台分）としているため、複数個所での荷下ろしはできません。
【表示関係】		
5－1	店頭に並ぶ際、備蓄米とわかるようにPOPしても問題はないか。	・備蓄米とわかるようにするかどうかは、販売する者の判断によるものであります。
5－2	表示義務を負っているのは販売者ですか、精米工場ですか。	・原則として表示内容に責任を有する者が表示の義務を負うことになります。 ・なお、精米については、表示を行う者が精米工場である場合にあっては、食品表示基準別記様式4の「販売者」を「精米工場」と表示することになります。 ・表示内容に責任を有する者が表示の義務を負うことになります。食品表示基準別記様式4の「販売者」を買受者とするか、精米した者とするかは、双方でよく相談していただくようお願いします。
5－3	一つの小売用の袋に詰められる米が単一の産地、年産、品種の場合、この袋には必ず「単一原料米」と表示しなければならないのか。	・商品設計上、同じ米袋で複数の産地、品種、産年の原料玄米を使用する可能性がある場合には、産地、品種、産年が同一でないとして「複数原料米」と表示することは差し支えありません。

番号	問い	答え
【報告関係】		
6－1	POSデータの定義は	様式第9号－3にある通り、 ・ 商品コード及び商品名 ・ 政府備蓄米活用の有無 ・ 販売店舗及び所在地 ・ 販売個数・販売金額・販売期間 が含まれているデータであれば問題ありません。（商品コード・商品名毎、かつ販売店舗・所在地毎に、販売個数・販売金額・販売期間が把握可能なデータであることは必要です。）
6－2	POS販売を行っていない場合、納品データのCSVデータでも大丈夫か。	なお、様式第9号－3の注4にあるように、本様式については、Excel、csv等の汎用性のある電子ファイルを提出することで代替することも可能です。
6－3	POS販売を行っていない場合、他の販売実績データでの対応でも許されますでしょうか。	また、『政府備蓄米活用の有無』については通常の販売データ等には含まれていない可能性が高いと考えますところ、通常の販売データ等とは別に商品名との対応表等の形式で提出いただくことも差し支えないと考えています。 ※米穀専門店等、商品コードで管理された商品として販売しない場合は様式第9号－3は報告不要です。
【その他】		
7－2	3年産の備蓄米については、消費者からの食味の相談にどう対応するか課題であり、当該産の米穀について品質確認をすることは出来ないか。	・ 受託事業体において、製品製造の試験研究又は品質若しくは加工適性の確認のための試料（以下「サンプル」という。）販売をしています。 ・ 詳細については、受託事業体にお尋ねください。